

平成18年4月13日  
原子力安全対策室

志賀原子力発電所2号機 運転差し止め判決に係る国への要望について

県では、3月24日、志賀原子力発電所2号機運転差し止め判決以降、北陸電力から判決内容等について、情報収集に努めております。

本件に関して、本日、原子力安全委員会に対し、別紙のとおり、要望書を提出しました。

連絡先 原子力安全対策室(内線 4234) TEL 076-225-1465
--

(別紙)

消第 241号  
平成18年4月13日

内閣府  
原子力安全委員会  
委員長 松浦 祥次郎 様

石川県知事 谷本 正憲

### 耐震設計審査指針の早期改定について

平成18年3月24日、金沢地方裁判所において、「志賀原子力発電所2号機運転差止請求事件」について、運転してはならないとの判決が出されました。

本判決は、志賀原子力発電所の安全性、特に耐震安全性に関するものであり、原子力発電所が立地する自治体の長として大きな関心を持って受け止めているところです。

このような中、貴委員会におかれましては、耐震設計審査指針の改定が進められているところでありますが、新しい指針においては、判決において指摘された事項について明確な対応がなされるものと理解しており、県民の原子力発電所の安全性についての理解が一層深まるよう、次の事項について要望します。

### 記

1. 原子力発電所の耐震安全性について、県民の理解が深まり、より安全性が向上するような内容とされたい。
2. 耐震設計審査指針の改定を早急 to 実施されたい。
3. 国民の理解を促進するために必要と考えられる広報活動を積極的に実施されたい。